

群馬大学博士課程教育リーディングプログラムリーディング大学院統括本部設置要項

平成 25. 11. 27 制定

改正 平成 27. 4. 1

平成 31. 4. 1

(設 置)

第1 群馬大学に、産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するための学位プログラム（以下「学位プログラム」という。）を推進するため、群馬大学博士課程教育リーディングプログラムリーディング大学院統括本部（以下「本部」という。）を学位プログラムごとに置く。

(業 務)

第2 本部は、学位プログラムの運営を統括する。

(組 織)

第3 本部は、次の各号に掲げる本部員をもって組織する。

(1) 理事（教育・企画担当）

(2) 学位プログラムを実施する研究科又は学府の長

(3) 学位プログラム責任者

(4) 学位プログラムコーディネーター

(5) その他本部長が必要と認めた者 若干人

2 本部に本部長を置き、前項第1号の者をもって充てる。

3 本部長は、本部の業務を掌理する。

4 学位プログラム責任者は、学長が指名する教授をもって充て、学位プログラムに関する業務を総括する。

5 学位プログラムコーディネーターは、学長が指名する教授をもって充て、学位プログラム責任者を補佐し、学位プログラムの実務処理を行う。

(会 議)

第4 本部の円滑な運営を図るため、群馬大学博士課程教育リーディングプログラムリーディング大学院統括本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部会議は、学位プログラムの運営に関し必要な事項を審議する。

3 本部会議は、本部員をもって組織する。

4 本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

5 議長が特に必要と認めたときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(運営委員会)

第5 学位プログラムの運営の基本的事項を審議するため、本部の下に運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(国際アドバイザーボード)

第6 学位プログラムの学術研究・教育活動の国際的水準に照らした評価の基準に基づく助言

を行うため、学位プログラムごとに国際アドバイザリーボードを置くことができる。

(事 務)

第7 本部の事務は、学位プログラムを所掌する事務部及び学務部において処理する。

(要項の改廃)

第8 この要項の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第9 この要項に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 25 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。